

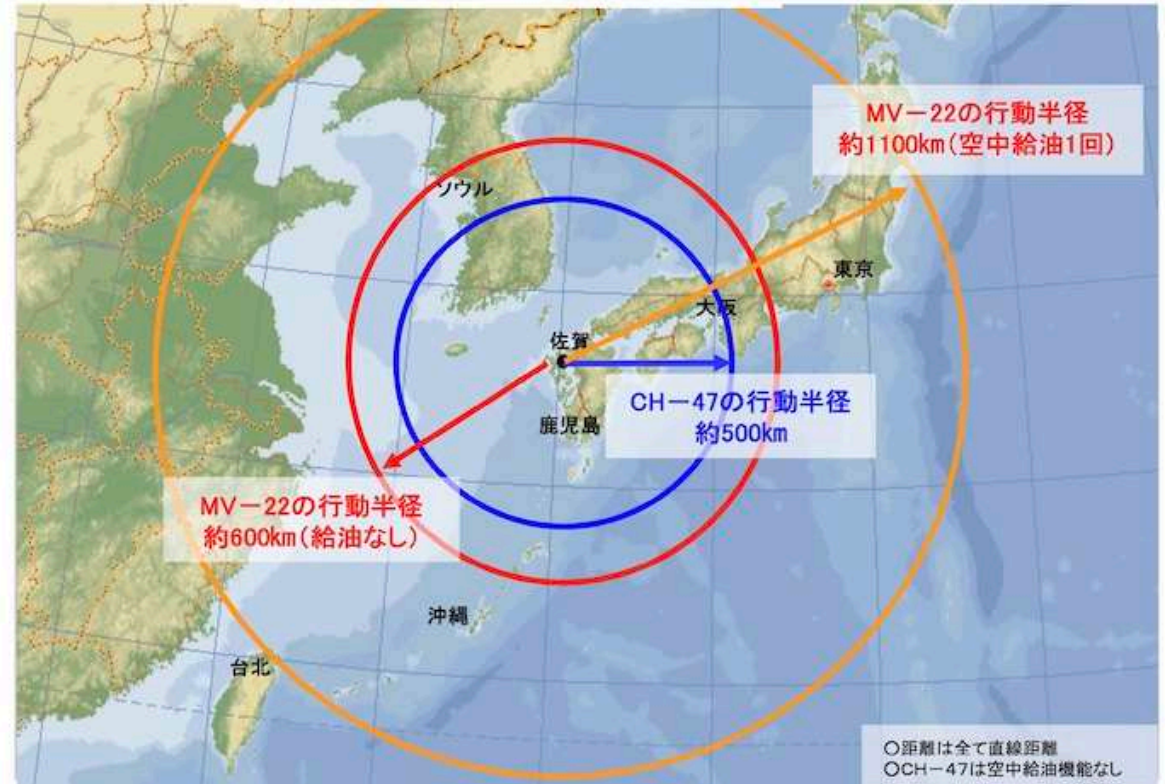
# 佐賀空港への自衛隊オスプレイ基地建設と阻止闘争 元佐賀大学・豊島耕一

## ■ 佐賀空港と関連施設の位置関係

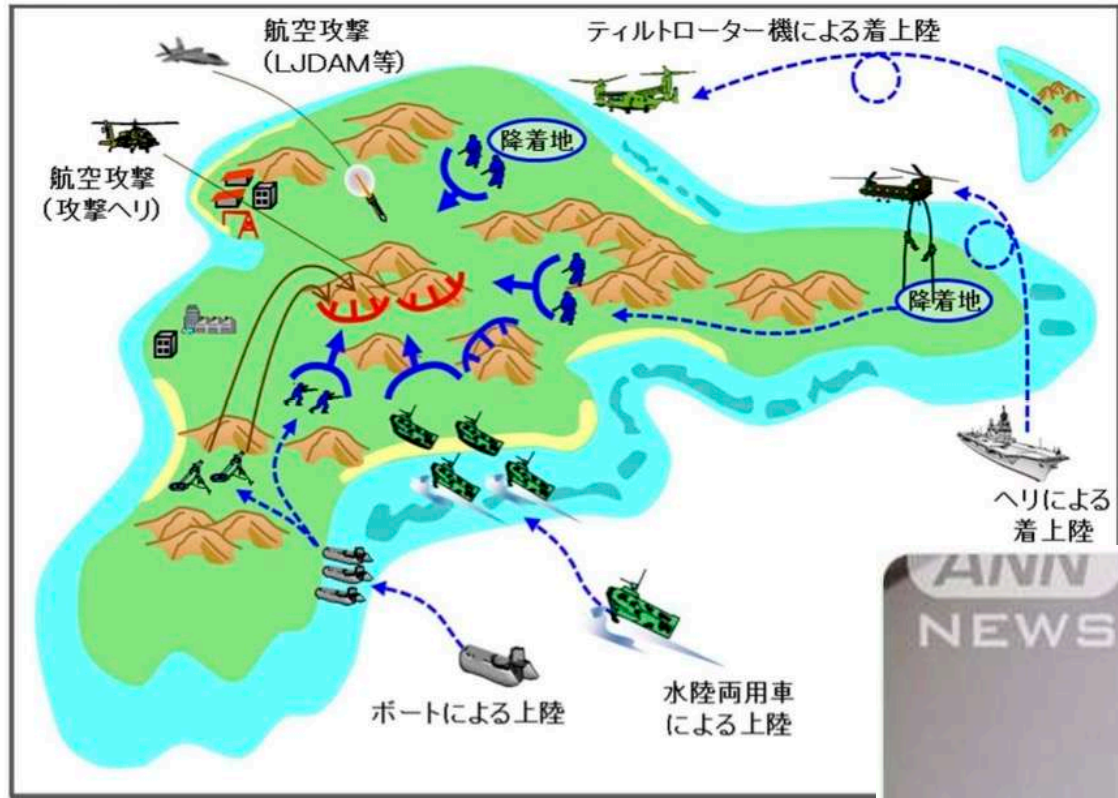


防衛省の説明パンフから（左、下）

## ■ MV-22オスプレイと陸自CH-47JAの行動半径



## 島嶼防衛のイメージ



← 「戦争で島を取り戻す！」



## 防衛省の説明パンフから



北方領土「戦争で取り戻すの賛成か」議員発言に波紋 | テレ朝news

北方四島の国後島へのビザなし交流の訪問団に参加していた日本維新の会の丸山穂高衆議院議員が「戦争で島を取り返す」という趣旨の発言を...

[news.tv-asahi.co.jp](http://news.tv-asahi.co.jp)



# 佐賀空港周辺の地図





昨年6月の自然発生的な阻止行動



なり、九州防衛局からの通報で県警の機動隊などが駆けつけたという。  
工事車両が長い列を作る中、車両出入口でのぼりや横断幕を手に抗議する市民ら

佐賀の街を走るダンプ



# 県警は「自治体警察」である

## 警察法第七十九条

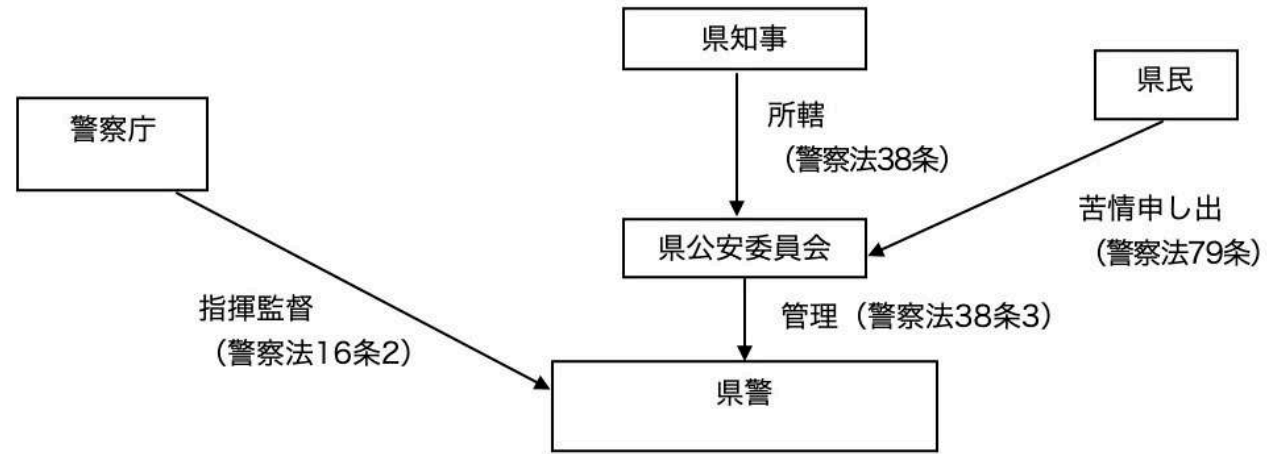
都道府県警察の職員の職務執行について苦情がある者は、都道府県公安委員会に対し、国家公安委員会規則で定める手続に従い、文書により苦情の申出をすることができる。

2 都道府県公安委員会は、前項の申出があつたときは、法令又は条例の規定に基づきこれを誠実に処理し、処理の結果を文書により申出者に通知しなければならない。

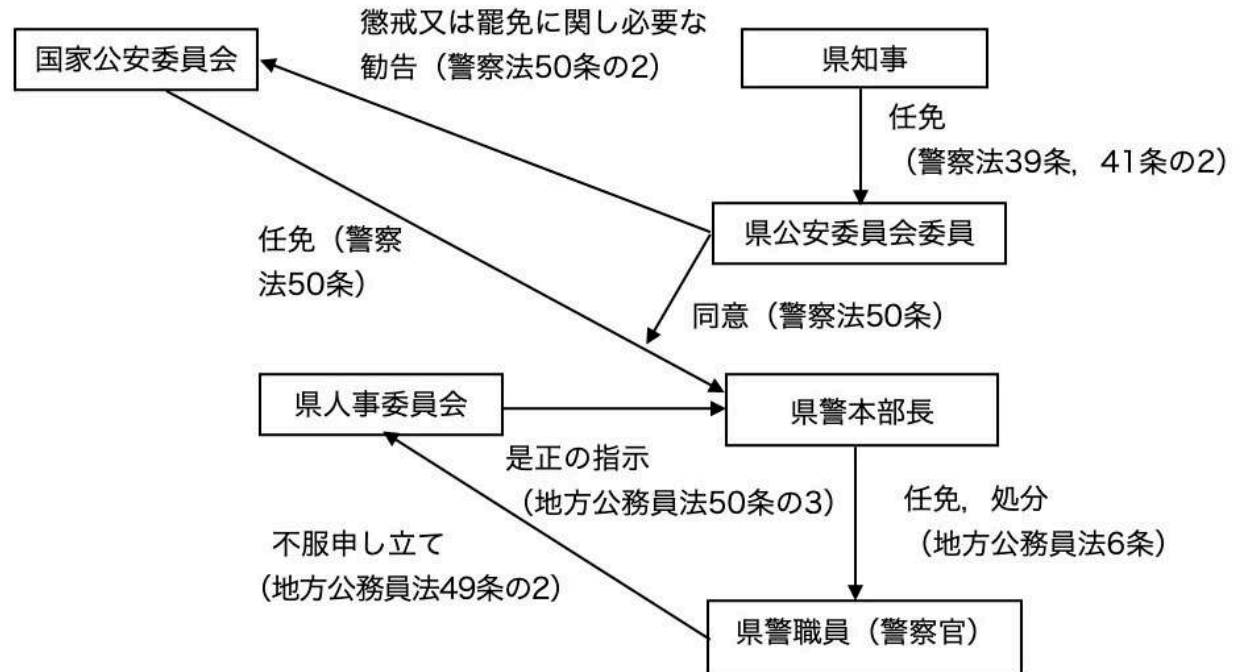
国  
支配関係

県

県民



任免・処分



## 県公安委員会の「任務」

警察法38条4項

第5条第5項の規定は、都道府県公安委員会の事務について準用する。

→第5条（国家公安委員会の任務及び所掌事務）

「・・・個人の権利と自由を保護し、公共の安全と秩序を維持することを任務とする。」

**11月13日に提出した二度目の「苦情申し出」から引用：**

・・・周辺住民の自治会長が「シェルター」を建設容認の条件としたように、軍事緊張を一層高めることに寄与しています。

今一度、警察法三十八条が貴委員会の「任務」として定める「個人の権利と自由を保護」を再認識していただくことを要望します[注]。現状は、個人の憲法的権利である「平和的生存権」がますます危うくなりつつある状況であり、貴委員会の責任は重大です。・・・





ENFORCE  
ARTICLE



「護憲」から「9条実施」へ、

さらに

九条の逆襲

行動の原則：非暴力と「説明責任」。参加者に「非暴力と安全のための誓約書」への署名を求める。

## 非戦のプロパガンダの重要性

### A 情勢、国際関係から

#### 1) 安保条約信仰は「お花畑」思考

国際法違反の原爆の日本への使用を謝罪しないアメリカがどうして「日本を守る」と信じるのか？

2) 仮に中国が台湾に軍事侵攻しても、当然それが不当であるにせよ、「日中平和友好条約」の法的ベースに依れば「内戦」であり、それに日本が関与できるわけがない。

#### 非暴力と安全のための誓約書

私は、「オスプレイストップ！9条実施アクション佐賀」（注）の行動に参加するに際し、次のことを誓約します。

- 1 私は、誰に対しても身体的暴力を行使したり、暴言を発することを致しません。
- 2 私は、このグループの行動に関するすべての取り決めに尊重します。
- 3 私は、常に安全に行動し、私を含めたすべての生命・身体に危害を加えることのないよう責任を持って行動します。

署名：

日付：

住所、氏名（楷書ではっきりと）：

（注）「オスプレイストップ！9条実施アクション佐賀」とは当面、佐賀空港へのオスプレイ配備に関する作業を出来るだけ阻止するための、非暴力の行動グループを指します。



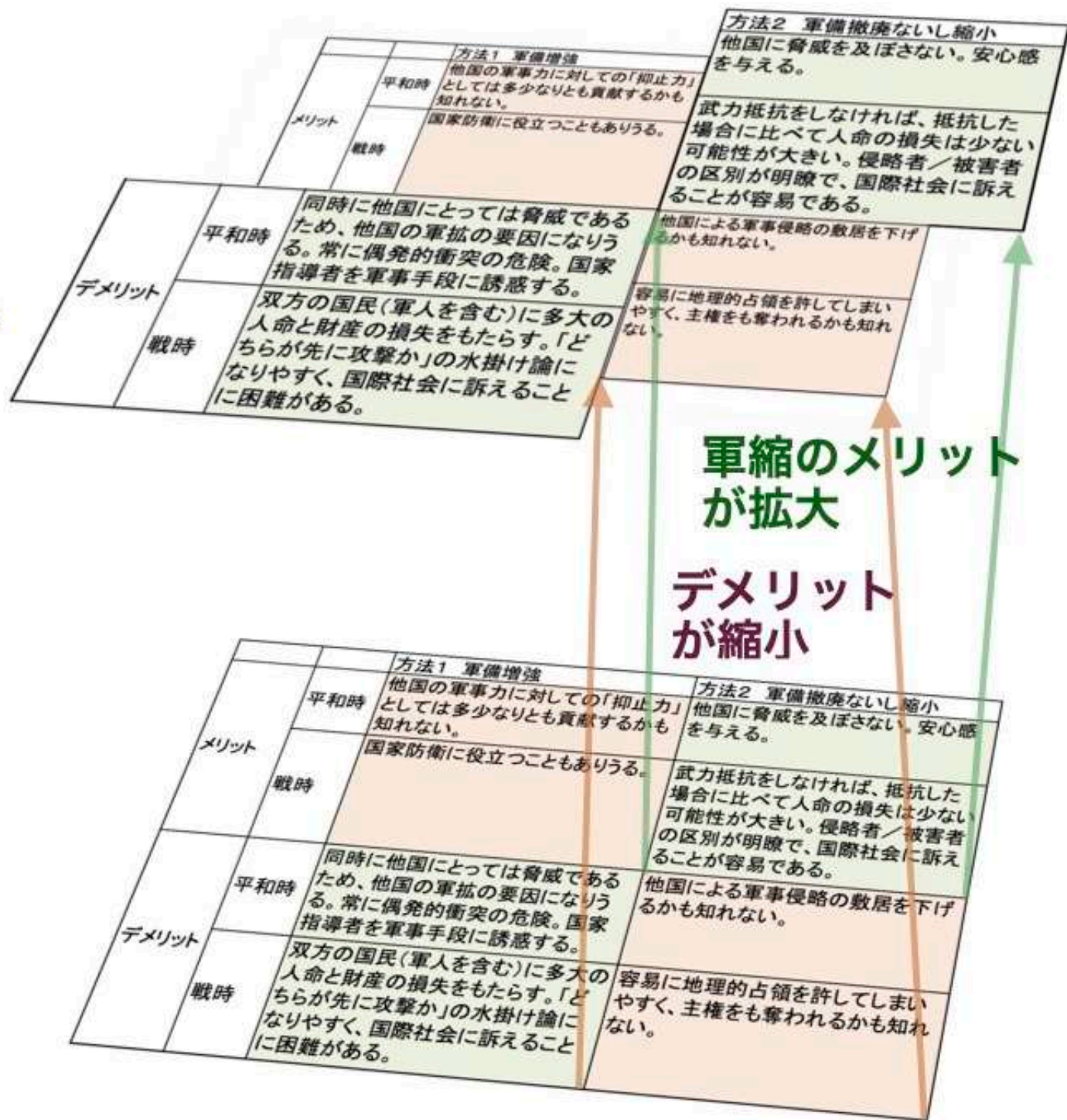
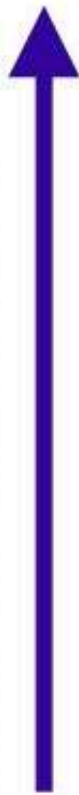
## B 理論面から

- 1) 一国が他国から侵略される確率と、その逆は、「場合の数の確率」としては等しい<sup>1</sup>。
- 2) 軍備による／軍備によらない安全保障との「公平な比較」（次の図）と、その時間発展の考察（次ページの図）

		方法1 軍備増強	方法2 軍備撤廃ないし縮小
メリット	平和時	他国の軍事力に対しての「抑止力」としては多少なりとも貢献するかも知れない。	他国に脅威を及ぼさない。安心感を与える。
	戦時	国家防衛に役立つこともありうる。	武力抵抗をしなければ、抵抗した場合に比べて人命の損失は少ない可能性が大きい。侵略者／被害者の区別が明瞭で、国際社会に訴えることが容易である。
デメリット	平和時	同時に他国にとっては脅威であるため、他国の軍拡の要因になりうる。常に偶発的衝突の危険。国家指導者を軍事手段に誘惑する。	他国による軍事侵略の敷居を下げるかも知れない。
	戦時	双方の国民(軍人を含む)に多大の人命と財産の損失をもたらす。「どちらが先に攻撃か」の水掛け論になりやすく、国際社会に訴えることに困難がある。	容易に地理的占領を許してしまいやすく、主権をも奪われるかも知れない。

<sup>1</sup> 「日本の科学者」2005年1月号の「読者の広場」, <http://ad9.org/pegasus/docs/nagasaki/symmetry-kant.pdf>

時間発展（軍縮が進むケース）





- 3) 軍備撤廃のデメリットを補う、ジーン・シャープの「市民力による防衛」
- 4) ジュネーブ諸条約追加議定書に基づく無防備地域宣言
- 5) 文民統制下の軍は、政治権力が好戦化した時にスイッチを切る「安全装置」はない。常に平和主義の政府が維持されると考えるのは、あまりにも空想的